

## 令和5年度鳥取県私立幼稚園運営状況調査の実施結果について

このことについて、下記のとおり、指摘の多い事項、各私立幼稚園でも注意が必要な事項等をまとめましたので、鳥取県私立幼稚園運営状況調査実施要綱第13条第1項に基づき公表します。

### (1) 災害・安全管理

- ・園庭に設置している遊具については、落下した場合に備えてマットなどの緩衝材を置くこと。(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・報告対象となる事故が発生した場合は、速やかに事故報告行うこと。  
(令和5年4月1日付こ成安第2号、4教参学第21号こども家庭庁成育局安全対策課長等通知、特定教育・保育施設等における事故の報告等について(令和4年4月20日付第202200024468号鳥取県子育て・人財局子育て王国課長通知))
- ・避難経路に物を置かないこと。(消防法第8条の2の4)
- ・ロッカーの上など高い位置に保管されている用具等について、落下防止に備えて保管場所の移動または落下防止措置を講じること。  
(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・子どもが入り込んだ場合に死角となる場所には施錠措置を講じること。  
(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・出入口や勝手口について、園児が勝手に出ていくことがないように施錠措置を講じること。(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・展示物を留めている押しピンは、他のもので代用するなど措置を講じること。  
(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・ピアノの鍵盤蓋には、指ばさみ防止措置を講じること。  
(学校教育法施行規則第38条、幼稚園教育要領)
- ・施設・設備の安全点検について、園内でどのように報告、対応されているか記録を残すこと。(学校保健安全法第27条)

### (2) 障がい児保育

- ・特別な支援が必要な子どもについては、個別の教育支援計画を作成すること。  
(学校教育法第81条、幼稚園教育要領)